

不祥事件の発生について

このたび、当組合職員による組合員組織の口座から現金を着服するという不祥事件が発生いたしました。

今回の事件により組合員・利用者、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことについて深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、不祥事の再発防止に向け、綱紀の肅正・内部管理態勢のより一層の強化を図り、信頼回復に向けて役職員一同、誠心誠意取り組んでまいりますので、今後ともご支援をお願い申し上げます。

【内容】

1. 事件発覚の経緯

組合員組織の口座に資金使途が不明な出金履歴があり、内部調査を進め、令和5年4月24日、本人が着服を認めたもの。

2. 不祥事件の概要

- (1) 当該職員 20代 男性 契約職員（勤続4年）
- (2) 被害額 計58,200円
- (3) 発生時期 令和4年7月～令和4年12月
- (4) 手口 組合員組織の構成員であり会計を担当していた当該職員が当該組織の口座から複数回にわたり現金を引き出し私的に使用したもの
- (5) 損害額 被害額全額回収予定であり、実質的な損害は発生しない見通し

3. その他

- (1) 当該職員等の処分
 - ① 当該職員 懲戒による解雇（5月1日付）
 - ② 管理監督者1名 懲戒処分
- (2) 組合員への対応
職員による外務活動先へのお詫びと報告文書の配布
- (3) 警察への届出
実被害はなく、刑事告訴などは行わない方針

以上

▼本件に関するお問い合わせ

佐渡農業協同組合 総務部

担当：引野 俊一

電話：0259-27-6161 FAX：0259-27-6170